解散命令公告

北見市公告

下記の組合は、その代表権を有する者の所在が知れないので、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第106条第３項の規定に基づき、解散命令の要旨を下記のとおり公告する。

令和８年３月３日

北海道　北見市長　辻　直孝

記

命令の要旨

中小企業等協同組合法第106条第２項の規定に基づき解散を命ずる。

名称及び主たる事務所の所在地

ところ特産品流通センター事業協同組合

北海道北見市常呂町常呂639番地１

（教示）

１　この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、北見市長に対し審査請求をすることができる。

２　この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日（前項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６月以内に、北見市を被告として釧路地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができる。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

会社その他の公告

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月三日

北海道深川市開西町一丁目二番一号

一般社団法人緑風会

代表清算人　野口創一朗

解散公告

当社は、令和五年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月三日

札幌市北区北二十一条西七丁目二番一四号

有限会社支心

清算人　川本　千里

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月三日

札幌市中央区南一条西十六丁目一―三一三

春野ビル三階

合同会社Ａｓｕｋａ　Ｓｔｙｌｅ

清算人　渡邊明日香

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月三日

青森県弘前市大字富士見町二番地五

株式会社葛西製作所

代表清算人　葛西　由恵

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月三日

山形県天童市山王一番一号

公益社団法人山形県スポーツ振興二十一世紀協会

代表清算人　髙橋　徹

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月三日

山形県山形市瀬波二丁目七の一七

エスアール吉田株式会社

代表清算人　吉田　吉彦

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月三日

茨城県土浦市真鍋五丁目一〇番九号

（旧住所　茨城県かすみがうら市稲吉二丁目一八番二号）

有限会社アサヒファミリー

清算人　山崎　利夫

解散公告

当社は、令和八年一月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月三日

埼玉県草加市柳島町一六六番地一六

合同会社ＡＮ

清算人　木村　嘉仁

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月三日

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保一一〇七番地

有限会社ゑはら

清算人　江原　清

解散公告

当法人は、令和七年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月三日

埼玉県比企郡滑川町大字羽尾三四九九番地三

特定非営利活動法人幸の会

代表清算人　持田　光子

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月三日

埼玉県川口市大字神戸五四六番地の二一

株式会社パスパー建材

代表清算人　三浦　悦男

解散公告

当社は、令和元年十二月十一日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月三日

千葉県市原市若宮一丁目一三番地八

市原防錆株式会社

代表清算人　青沼　実